



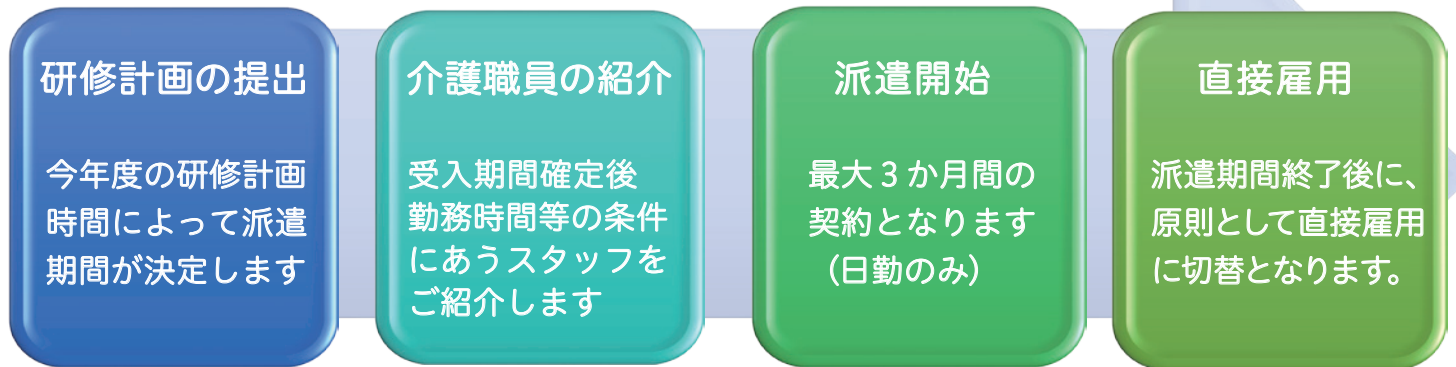
青森県の平成29年度研修代替職員派遣による 介護人材定着促進事業のご案内

県では、「青森県福祉・介護人材確保定着グランドデザイン」を平成28年3月に策定し、福祉・介護人材確保定着に向けたALL青森での取り組みを推進しています。当事業は、青森県の介護保険施設、介護保険サービス事業所・施設等（以下「事業所等」といいます。）が、現に雇用する介護職員など（以下「現任介護職員」）に実務者研修等を受講させる場合に、その代替職員を派遣することで、現任介護職員の資質向上と、代替雇用等を通じた介護人材の確保・定着を目的として実施します。

当事業は弊社株式会社ツクイスタッフが県から受託して実施します。



● 派遣開始までの流れ



対象となる研修

- ① 介護職員実務者研修
- ② 介護職員初任者研修
- ③ 介護福祉士国家試験受験対策講座等
- ④ その他、介護職員の資質向上に有益である研修

※申請日から平成30年3月31日までに受講する研修が対象です

研修時間の**4倍の時間**まで派遣を利用する事が出来ます。※最大3か月間日給・社会保険・交通費などの実費は、施設様のご負担となります。勤務条件・時期によって、すぐにご紹介出来ない場合もございます。契約時間は原則**日勤帯の8時間**となります。



対象となる期間

当事業の実施（派遣労働者雇用）期間は申請日～平成30年3月31日迄になります。

対象となる事業所

派遣の対象となる事業所等は、次のいずれにも該当するものとします。

- ①青森県内に所在する、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定介護サービス事業者・施設又はその他介護職員の配置が必要とされている社会福祉施設
- ②現任職員の資質向上を図るため、事業所等が策定する研修計画に基づき現任介護職員を研修に参加させる事業所等
- ③派遣期間終了後に、代替職員を原則として直接雇用する意思を有する事業所等

対象となる代替職員の職種

代替職員の派遣の対象となる現任介護職員の職種は、介護職員、訪問介護員等、事業所における人員基準で定められた職種（直接処遇職員）とします。

なお、管理者、サービス提供責任者、事務職員、医師、薬剤師、看護職員、栄養士、調理員、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、柔道整復師及びあんまマッサージ指圧師）は対象外とします。

申請書について

【入手方法】

弊社ホームページ（www.tsukui-staff.net）よりダウンロードをしてご使用下さい。

【ご提出方法】

申請書類を入力（手書きでも可能）後、添付書類と一緒に下記連絡先までFAXでご提出下さい。（申請書等原本は後日提出頂きますので、保管をお願い致します。）

ご注意ください

人員配置基準を満たしていない施設・事業所は本事業の対象となりません。

申請書及び事業の内容については、ツクイスタッフ青森支店へお問合せ下さい。

お問合せ・ご相談はこちら



ツクイスタッフ 青森支店

〒030-0802 青森県青森市本町1-3-9 ニッセイ青森本町ビル11F

株式会社ツクイスタッフ <http://corp.tsukui-staff.net>

TEL:017-731-2118

FAX:017-731-2119（営業時間）平日9:00～18:00

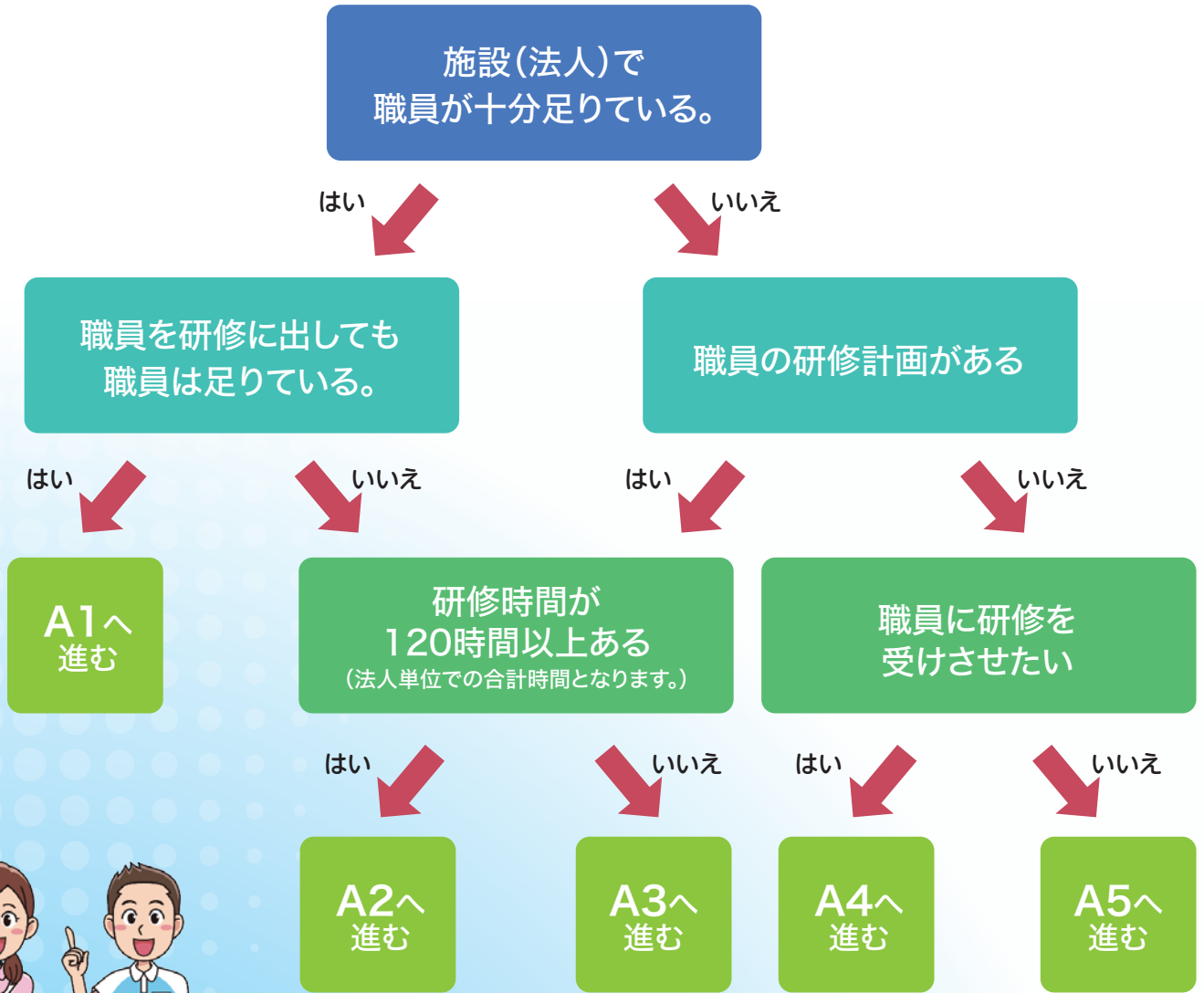
E-mail: aomori@tsukui-staff.net

労働者派遣事業：派14-301172 有料職業紹介事業：14-ユ-300992



フローチャートから確認する 介護人材定着促進事業のご案内

「平成29年度青森県介護人材定着促進事業」を利用するに際して、貴社が該当しているか目安にさせていただきます。



A1

平成29年度青森県介護人材定着促進事業に該当する可能性が低いです。
職員が不足した際にご相談ください。

A2

平成29年度青森県介護人材定着促進事業に**該当する可能性が高いです。**
日勤のみ1日8時間×月20日×最大3か月派遣を利用することができます。

A3

平成29年度青森県介護人材定着促進事業に**該当する可能性があります。**
パートタイムの時間で派遣を利用することができます。

A4

これまで培ったノウハウを活かして、平成29年度青森県介護人材定着促進事業に該当するように、貴社に合わせた研修計画の策定のお手伝いをいたします。

A5

職員の資質向上のため、この機会にぜひ研修受講をご検討ください。

**チャート結果に合わせて
詳しくご説明させていただきます！
お気軽にご相談ください。**





研修代替職員派遣によるメリット



- 派遣期間で見極めてから、直接雇用へと切替ができる。
- 派遣期間は社会保険などの加入・喪失の手続きが一切不要です。
- 雇用管理の手間が省けます。
- 派遣期間の費用は派遣料金(下図①)の負担ではなく日給・社会保険・交通費などの実費のみ(下図②)の負担となります。
- 派遣期間終了後、直接雇用への切替時にはご紹介料(下図③)がかかりません。
- さらに、青森県より「認証事業所」と認証された事業所は、派遣料金の半額(原則1名分)を県が負担致します。

※認証授与式翌日からの派遣料金が対象となります。

～研修代替職員派遣によるコスト比較～

